

青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策

平成 23 年 3 月 8 日

内 閣 府

警 察 庁

消 費 者 庁

総 務 省

文 部 科 学 省

経 済 産 業 省

1 趣旨

内閣府で開催している「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」での議論等を踏まえ、卒業、入学、進級による携帯電話の購入・買替時期において、関係府省庁の緊密な連携のもと、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行う。

2 取組

(1) 携帯電話事業者等に向けて

携帯電話事業者に対する要請（保護者に対する説明強化）【総務省】

総務省から、携帯電話事業者に対して、保護者に対する説明を強化するよう要請する。

携帯電話販売代理店等に対する周知【総務省・経済産業省】

総務省及び経済産業省から、携帯電話販売代理店等に対して、上記要請が実施されれば、その旨を周知する。

(2) 保護者に向けて

入学説明会、保護者説明会等での啓発等【文部科学省・警察庁】

小・中・高等学校等における入学説明会や新入学時の保護者説明会等のタイミングを捉え、適切なフィルタリング利用について保護者及び子どもに周知・啓発できるよう、文部科学省から教育委員会等の関係機関に対して協力依頼、また、警察庁から都道府県警察に対して要請する。

大臣動画メッセージを内閣府HPに掲載【内閣府】

大臣動画メッセージを内閣府HPに掲載し、保護者を対象としてフィルタリング普及等のメッセージを発信する。

なお、併せて、上記のタイミングにおいて大臣動画メッセージを利用し

てもらうよう、文部科学省から教育委員会等の関係機関に対して協力依頼、また、警察庁から都道府県警察に対して要請する。

(3) 消費者に向けて

消費者トラブルの相談【消費者庁】

消費者に対して、青少年の携帯電話等によるインターネット利用に関連した消費者トラブルについて、速やかに消費生活センターに相談するよう呼びかける。

事業者情報の収集【消費者庁】

地方公共団体（消費生活センター）に対して、消費者からの上記相談についての情報において、特にフィルタリングについての説明が不十分な事業者についての情報（販売事業者名、携帯電話事業者名等）を、速やかにPI0-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に入力するよう依頼する。

各府省庁はPI0-NETに入力された情報を閲覧することが可能であり、それぞれの業務で活かされるものである。